

安城市指定生活支援通所サービス事業の人員、設備、運営及び取扱方針に関する基準要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、安城市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年4月1日施行）第3条第1号イ（イ）に規定する指定事業者による介護予防通所サービス事業の人員、設備、運営及び取扱方針に関する基準に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定生活支援通所サービス 通所型サービス事業のうち、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の63の2第1項第1号イに規定する旧介護予防通所介護に係る基準を緩和したサービスをいう。
- (2) 指定生活支援通所サービス事業 市が指定した指定生活支援通所サービスを提供する事業をいう。
- (3) 指定生活支援通所サービス事業者 指定生活支援通所サービスを提供する事業者をいう。
- (4) 指定介護予防通所サービス 省令第140条の63の2第1項第1号イに規定する旧介護予防通所介護に相当するサービスをいう。
- (5) 指定介護予防通所サービス事業 市が指定した指定介護予防通所サービスを提供する事業をいう。
- (6) 指定介護予防通所サービス事業者 指定介護予防通所サービスを提供する者をいう。

2 前項に定めるほか、この要綱において使用する用語は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び省令において使用する用語の例による。

(事業の一般原則)

第3条 指定生活支援通所サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立った指定生活支援通所サービスの提供に努めなければならない。

- 2 指定生活支援通所サービス事業者は、指定生活支援通所サービス事業の運営に当たっては、地域との結びつきを重視し、市、他の指定生活支援通所サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。
- 3 指定生活支援通所サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 指定生活支援通所サービス事業者は、生活支援通所サービスを提供するに当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(基本方針)

第4条 指定生活支援通所サービス事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、居宅要支援被保険者等（以下「居宅要支援被保険者等」という。）の要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要支援状態若しくは要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、レクリエーション、軽運動等を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(従事者の員数)

第5条 指定生活支援通所サービス事業者が、指定生活支援通所サービス事業所ごとに置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 介護職員 指定生活支援通所サービスの単位ごとに、当該指定生活支援通所サービスを提供している時間帯に介護職員が勤務している時間数の合計数を当該指定生活支援通所サービスを提供している時間数で除して得た数が、利用者の数が15人までの場合にあつては1以上、利用者の数が15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

(2) 機能訓練指導員 1以上（機能訓練型に限る。）

2 指定生活支援通所サービス事業者は、指定通所介護事業者等（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第93条第1項に規定する指定通所介護事業者又は指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス等基準」

という。)第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。)又は指定介護予防通所サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定生活支援通所サービス事業と指定通所介護等(指定居宅サービス等基準第92条に規定する指定通所介護又は指定地域密着型サービス等基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。)の事業又は指定介護予防通所サービス事業が同一の事業所において一体的に運営している場合においては、それぞれ指定居宅サービス等基準第93条第1項から第7項まで、指定地域密着型サービス等基準第20条第1項から第8項まで又は安城市指定介護予防通所サービス事業の人員、設備、運営及び取扱方針に関する基準要綱(平成30年4月1日施行。以下「基準要綱」という。)第5条第1項から第7項までに規定する基準を満たさなければならない。

(管理者)

第6条 指定生活支援通所サービス事業者は、指定生活支援通所サービス事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定生活支援通所サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定生活支援通所サービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(設備及び備品等)

第7条 指定生活支援通所サービス事業所は、指定生活支援通所サービスを提供するための区画を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定生活支援通所サービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 指定生活支援通所サービスを提供するための区画は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。
- 3 第1項に規定する設備は、専ら指定生活支援通所サービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定生活支援通所サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。
- 4 指定生活支援通所サービス事業者が、指定通所介護事業者等又は指定介護予防通所サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定生活支援通所サービス事業と指定通所介護等の事業又は指定介護予防通所サービス事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合においては、指定居宅サービス等基準第95条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前

3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(運営)

第8条 基準要綱第8条から第39条までの規定は、指定生活支援通所サービス事業の運営に関する基準について準用する。

(取扱方針)

第9条 基準要綱第40条から第44条までの規定は、指定生活支援通所サービス事業の取扱方針に関する基準について準用する。この場合において、基準要綱第41条第9号中「1月」とあるのは、「3月」と読み替えるものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。